

いわて水素モビリティ実証事業（水素ステーション整備事業）補助金交付要綱

（目的）

第1 県内における水素エネルギーの利活用の推進を図るため、市町村等（市町村、一部事務組合、広域連合をいう。以下同じ。）、その他の法人（地方公共団体及び独立行政法人を除く法人をいう。）及び個人事業者が水素ステーションを設置する場合に要する経費に対し、予算の範囲内で、岩手県補助金交付規則（昭和32年岩手県規則第71号。以下「規則」という。）及びこの要綱により補助金を交付する。

（定義）

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）燃料電池自動車 燃料電池を搭載し、水素を燃料電池の燃料として用いる自動車登録番号標又は車両番号標の交付を受けた自動車、又は市区町村の条例で付すべき旨を定められている標識を取り付けている小型特殊自動車、原動機付自転車
- （2）商用水素ステーション 商用を目的として、燃料電池自動車に燃料として水素を供給する施設
- （3）国補助金 経済産業省による燃料電池自動車の普及促進に向けた水素ステーション整備事業費補助金の補助事業者が実施する燃料電池自動車用水素供給設備設置補助事業に係る補助金

（補助対象事業）

第3 補助金の交付の対象となる事業は、別表第1に定める要件を満たすものとする。

（補助金の交付の対象及び補助額）

第4 第1に規定する経費及びこれに対する補助額は、別表第2のとおりとする。ただし、補助金の交付額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとし、同一施設への補助上限額は45,000千円とする。

（補助事業に要する経費の配分及び補助事業の内容の軽微な変更）

第5 規則第6条第1項第1号及び第2号に規定する軽微な変更は、次のとおりとする。

- （1）水素供給設備整備事業費の20パーセント以内の増減
- （2）申請時からの機器仕様の変更（ただし、申請のあった補助事業の目的や効果を損なわないものに限る。）

（申請の取下期日）

第6 規則第8条第1項に規定する申請の取下期日は、補助金の交付の決定の通知を受領した日から起算して15日以内とする。

（財産の処分に係る制限の期間）

第7 規則第19条第1項に規定する期間は、別表第3のとおりとする。

（事業の遂行の状況に係る報告）

第8 補助事業者は、補助金の交付の決定を受けた年度の12月31日における補助事業の遂行の状況を当該年度の1月15日までに、いわて水素モビリティ実証事業（水素ステーション整備事業）補助金実施状況報告書（様式第5号）により知事に報告しなければならない。

（着手届及び完了届）

第9 補助事業者は、補助事業に着手し、及び完了したときは、速やかにいわて水素モビリティ実証事業（水素ステーション整備事業）補助金着手（完了）届（様式第6号）を知事に提出

しなければならない。

(立入検査等)

第 10 知事は、予算の執行の適正を期するため、補助事業者(市町村等を除く。)に対して、必要な報告を求め、又は当該職員に、その事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(書類の整備等)

第 11 補助事業者は、補助事業に係る補助金の経理を明らかにした書類を整備し、当該補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間これを保存しなければならない。

2 補助事業者は、補助金により導入された設備、機器等について、財産管理台帳(様式第7号)を整備し、財産処分の制限を受ける期間中保管しなければならない。

(前金払)

第 12 補助事業者は、補助金の前金払を請求しようとするときは、いわて水素モビリティ実証事業(水素ステーション整備事業)補助金前金払請求書(様式第8号)に知事が必要と認める書類を添えて、知事に提出しなければならない。

2 前項の前金払は補助金額の9割を上限とする。

(消費税等仕入控除税額に係る報告等)

第 13 補助事業者は、規則第4条の規定に基づき補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額(補助金の交付の対象となる経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率(当該補助金の額を当該経費の額で除して得た率のことをいう。)を乗じて得た額をいう。以下同じ。)が明らかではないため、消費税等仕入控除税額を含めて補助金の交付の申請をした場合に、当該申請の後に当該消費税等仕入控除税額が明らかになったときは、速やかに消費税等仕入控除税額報告書(様式第9号)により知事に報告しなければならない。

2 補助事業者は、補助金の交付を受けた後に前項の報告をした場合は、当該報告による知事の補助金の返還の命令を受けて、前項の報告に係る消費税等仕入控除税額を返還しなければならない。

(補助事業完了後の報告義務)

第 14 補助事業終了後においても、最低でも5年間は、設備運用状況を運用状況報告書(様式第10号)により、毎年5月31日までに報告しなければならない。また、報告内容の所有権は県に帰属するものとする。

(提出書類及び提出期日)

第 15 規則により定める書類及びこれに添付する書類並びに提出期日は、別表第4のとおりとする。

附 則

この要綱は、令和4年7月4日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年7月3日から施行する。

別表第1(第3関係)

補助の要件
1 岩手県内において商用水素ステーション(50N/m ³ 以上 500N/m ³ 未満)を整備すること。
2 整備する水素供給設備について、国補助金の交付決定を受けていること。

別表第2(第4関係)

区分	経費	補助額
水素供給設備整備事業費	<p>交付対象者が水素ステーションの設置を行う場合に要する経費で次に掲げるもの。</p> <p>(1)設計費 事業実施に必要な調査・測量、設計に要する費用</p> <p>(2)設備機器費等 受電設備、原料ガス設備、水素製造装置、水素液化装置、液化水素貯槽・気化器、水素燃料輸送用設備・接続装置、圧縮機、蓄圧器、ディスペンサー、プレクーラー、冷却水装置、計装空気設備・窒素設備、散水設備・貯水槽、制御・監視・検知警報設備、障壁、その他水素を燃料として燃料電池自動車等に供給するために必要な設備</p> <p>(3)工事費 基礎工事、撤去工事、配管工事、据付工事、舗装工事、給排水工事、電気工事、照明設備工事、試運転調整等、事業実施に必要な諸工事に要する費用</p> <p>(4)諸経費 現場管理経費、工事負担金、各種申請等、事業実施に要するその他の経費</p>	<p>当該経費の6分の1に相当する額 ただし、補助額は45,000千円を上回らないものとし、かつ、国補助金及び他の補助金等の交付を受ける場合、その交付額の合計が対象経費を上回らないものとする。</p>

別表第3(第7関係)

	取得財産	処分制限期間
1 水素供給設備一式	受電設備、原料ガス設備、水素製造装置、水素液化装置、液化水素貯槽・気化器、水素燃料輸送用設備・接続装置、圧縮機、蓄圧器、ディスペンサー、プレクーラー、冷却水装置、計装空気設備・窒素設備、散水設備・貯水槽、制御・監視・検知警報設備、障壁、その他水素を燃料として燃料電池自動車等に供給するために必要	8年

	な設備	
2 工事負担金	敷地外の中圧ガス本支管工事に関する負担金、給水配管・排水配管工事に関する負担金、電気の供給設備に関する工事費負担金 [無形固定資産で全額償却(定額)]	15年

(注) この表に定める財産以外のものの処分制限期間については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める期間によるものとする。

別表第4(第15関係)

条 項	提出書類及び添付書類	様 式	提出部数	提出期日
規則第4条の規定による書類	いわて水素モビリティ実証事業(水素ステーション整備事業)補助金交付申請書 事業実施計画書	第1号 第2号	正本、副本各1部	補助金の交付を受けようとする年度の12月15日
規則第6条第1項第1号、第2号及び第3号の規定による書類	いわて水素モビリティ実証事業(水素ステーション整備事業)補助金事業変更(中止・廃止)承認申請書	第3号	正本、副本各1部	当該事業の変更(中止、廃止)を行う日の30日前まで
規則第13条第1項の規定による書類	いわて水素モビリティ実証事業(水素ステーション整備事業)補助金交付請求書	第4号	正本、副本各1部	当該事業を完了した日(規則第6条第1項第3号に規定する事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認の通知を受理した日)から30日を経過した日又は補助金の交付の決定を受けた翌年度の4月20日のいずれか早い日